八五・一二			
電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	八五一二・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の照明用又は可視信号用の機器	八五一二・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
音響信号機器	八五一二・三〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	八五一二・四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八五一二・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・一三			
携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）			
ランプ	八五一三・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八五一三・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・一四			
工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）			
抵抗加熱炉	八五一四・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	八五一四・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の炉	八五一四・三〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	八五一四・四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八五一四・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・一五			
はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（加熱ガス式を含む。）、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかいかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器			
はんだごて及びはんだ付けガン	八五一五・一一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八五一五・一九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
金属用抵抗溶接機器			
全自動式又は半自動式のもの	八五一五・二一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八五一五・二九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）			
全自動式又は半自動式のもの	八五一五・三一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八五一五・三九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の機器	八五一五・八〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八五一五・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八五・一六			
電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカールブラシ用ドライヤーとして使用する種類のものに限る。）、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）			
電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	八五一六・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
電気式の暖房機器及び土壌加熱器			
蓄熱式ラジエーター	八五一六・二一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八五一六・二九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー			
ヘアドライヤー	八五一六・三一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の調髪用機器	八五一六・三二		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
手用ドライヤー	八五一六・三三		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
電気アイロン	八五一六・四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
マイクロ波オーブン	八五一六・五〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	八五一六・六〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
コーヒーメーカー及びティーメーカー	八五一六・七一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
トースター	八五一六・七二		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八五一六・七九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
電熱用抵抗体	八五一六・八〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八五一六・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八五・一七			
電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）			
電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二七項又は第八五・二八項の送受信機器を除く。）			
携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	八五一七・一一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
コードレス送受話器付きの有線電話機	八五一七・一二		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八五一七・一八		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）			
基地局	八五一七・六一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	八五一七・六二		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
その他のもの	八五一七・六九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
部分品	八五一七・七〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇